

令和元年第21回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第7号）を除く

令和元年第21回教育委員会会議

1 日 時 令和元年11月15日（金） 10時00分～11時55分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
教育次長	檜 田	英 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
学校教育部長	相 沢	克 明
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
学びの支援担当課長	田 中	進 一
学びの支援係長	武 田	政 弘
学びの支援係員	児 島	孝 典
労務担当課長	工 藤	晃 史
給与係長	筒 井	大 介
給与係員	此 島	良 育
職員健康管理担当係長	市 川	洋 平
職員健康管理担当係員	岩 松	弘 大
総務課長	宮 地	宏 明
財務係長	田 畑	裕 紀
財務係員	土佐岡	潤
庶務係長	松 平	健 次
書 記	田 中	将 太

4 傍聴者 1名

5 議 題

- 議案第 1 号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案
- 議案第 2 号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第 3 号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第 4 号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第 5 号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第 6 号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案
- 議案第 7 号 令和元年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の決定について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、令和元年第21回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

本日の議案第2号から第5号は、議会の議案についての市長への意見の申し出に関する事項、議案第6号は規則改正で議案の上程に関するもの、議案第7号は人事に関するものです。

教育委員会会議規則第14条第2号、第4号及び第6号の規定により、公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号から第7号までは公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 教育推進・労務担当部長の早川です。

私から、議案第1号の札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

札幌市立特別支援学校への入学手続等については、教育委員会規則であります札幌市立特別支援学校学則において規定されておりますが、その中で、様式4として定めている入学願書から性別欄を削除するため、本改正案を提出させていただくものです。

北海道教育委員会におきましては、令和2年度の入学者から北海道立高等学校の入学願書の性別欄を削除することを決定いたしました。それを受けまして、札幌市においても同じ時期から札幌市立高等学校の入学願書の性別欄を削除することを8月の教育委員会会議でご審議いただき、決定したところです。

この8月の時点におきましては、北海道教育委員会は道立の特別支援学校についても、今後、同様の変更手続を行う方針との報道がありましたが、その時期については示されておりました。

先週の11月7日の北海道教育委員会会議におきまして、道立の特別支援学校

の入学願書の性別欄の削除が決定されたところでありまして、札幌市立特別支援学校においても同様に性別欄を削除するものです。

なお、入学願書の全体につきましては、インデックスの新旧対照表として後ろのページに掲載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

以上が今回の規則改正案の内容になります。

なお、改正の施行期日につきましては公布日からとしております。

説明は以上です。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 これまでの議論に伴う改定ですので、異存はありません。

○長谷川教育長 よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定させていただきます。

議案第2号から第7号までにつきましては、公開しないことといたしますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

◎議案第2号 議会の議案についての市長への意見の申出について

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号及び第3号についてですが、いずれも人事院勧告に関する条例案として、令和元年第4回定例市議会に議案として提出されるものであり、教育委員会から市長へ意見を申し出する案件です。

ご説明、ご審議をまとめてお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 続きまして、議案第2号及び第3号につきましては、説明、審議をまとめて行うことといたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 私から、議案第2号及び第3号の市長への意見の申出につきまして、一括して説明させていただきます。

お手元の議案第2号の一番後ろに資料と書かれたインデックスがついていますが、そちらに基づいてご説明をいたしますので、お聞きいただきたいと思います。

議案第2号につきましては、札幌市立学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、市長に対し意見の申し出を行うものとなります。

まず、改正の概要といたしましては、1番にありますけれども、札幌市の人事委員会勧告を踏まえ、平成31年4月にさかのぼりまして、2種類の教育職給料表について、若年層を対象として最大で1,900円の引き上げ、また、期末・勤勉手当、ボーナスに相当するものですが、そのうちの勤勉手当について、支給月数を0.05月分引き上げるものです。これに伴い、ボーナスである期末・勤勉手当が、現在の年間4.45月から4.5月になる形になります。

なお、この引き上げに伴う所要額は2億2,590万円となり、総務局において職員費予算の補正ということで行うこととなっております。

以上が議案第2号の説明です。

次に、議案第3号について説明いたします。

資料は2号に引き続きついております。

議案第3号は、札幌市一般職の任期つき職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、市長に対し意見の申し出を行うものとなります。

この中で、特定任期付職員について引き上げを行うということですが、そもそも特定任期付職員とは、高度な専門的な知識、経験、またはすぐれた識見

を有する者について、その知識、経験等を活用すべく、期間を定めて任用するという制度です。

具体例を挙げないとなかなか思い浮かばないと思いますけれども、例えば、自治体においてバランスシートを作成するために、公認会計士の資格、経験を有する者から民間企業の経営手法を導入するということがあります。また、訴訟や政策法務の充実強化のために弁護士を採用することも想定されます。

なお、国についても同様の制度があるところです。

特定任期付職員の採用は、これまで教育委員会及び市長部局において行われておりませんが、この条例に規定されておりますし、将来こういった事態に対応することがあるかもしれませんので、そのときに備えて、特定任期付職員の給与等につきまして人事院勧告を踏まえて所要の規定整備を行うところです。

具体的な改正内容につきましては、条例案及び新旧対照表にそれぞれ記載がありますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上になりますけれども、議案第2号及び第3号の意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○長谷川教育長 ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○阿部委員 資料のインデックスのページに、「若年層を対象として」と書かれているのですが、若年層とはどういう人のことを言うのでしょうか。

それから、その下に「初任給」と「大卒初任給」と書かれていますが、そのあたりどう違うのか、教えていただければと思います。

○給与係長 まず、後段の部分ですけれども、初任給層と大卒初任給があるのですが、初任給層というところで申し上げますと、短大卒の方などが採用になる場合があります。その短大卒あたりの方が1,900円になります。しかし、ほとんどは大卒の方が採用されますが、大卒だと1,700円になり、そのような分けになっております。

○長谷川教育長 高校卒、短大卒、大卒で、大卒は具体的に1,700円だけれども、それぞれの初任給や短大卒の方は1,900円ということですね。

○給与係長 はい。

○長谷川教育長 それぞれをそういうふうには書けばいいということです。

○阿部委員 大卒の人が1,700円で、大卒よりも前に卒業している人が1,900円で、200円の違いがあるということですか。

○教育推進・労務担当部長 教育職は短大卒以上ですので、ほとんどが大卒です。

○長谷川教育長 1,900円は短大卒ですね。

○給与係長 そうです。

○長谷川教育長 ですから、全部書けばよいのではないかと思います。

○給与係長 採用されて初任給を決定するときの方たちの中で言うと、最大で1,900円だったのですが、主に大卒で言いますと1,700円という意味です。すみません。

○阿部委員 わかりました。

もう一つですが、若年層というのはどういう人のことをおっしゃっているのですか。

○給与係長 30代前半になります。

○阿部委員 若年層は34歳までということですか。

○給与係長 給料表のところで分けておりますので、条例案というインデックスのついているページを見ていただきたいと思います。

条例案のインデックスの次のページに別表1がありますけれども、2級で言うと67号俸までが今回上がることになります。

ちなみに、大卒で採用になった方が2級に格付されるのですが、この67号俸は30代前半の方で、その方がもともとどこで働いていらっしやったかとかどこで教員をされていらっしやったかという前歴で加算されていきます。

○阿部委員 若年層の定義は何歳までということではなく、この一覧によって

決まってくるので、何歳という定義がなかなか難しいということですね。

○給与係長　そうです。必ずその年齢がこの号棒というわけではないのです。

○阿部委員　わかりました。

○長谷川教育長　ほかにいかがでしょうか。

先ほどの特定任期付職員の採用は、市長部局にはありませんでしたか。

○教育推進・労務担当部長　一般職の課長職として4人が雇われました。同じ任期付職員ではありますが、特定任期付職員と一般職の二つがありまして、一般職の任期付職員の方になります。

○長谷川教育長　課長職は何人いらっしゃるのですか。

○教育推進・労務担当部長　4人います。広報などです。

○長谷川教育長　広報関係の方などは別ですね。

○教育推進・労務担当部長　制度としては別です。大きくりでは一緒ですけども、枝分かれしたものとなっています。

○石井委員　任期付職員とは、具体的にどういうところで採用される方でしょうか。

○教育推進・労務担当部長　端的に申しますと行政の需要が発生するということです。

ちなみに、他都市の状況を調べると募集が載ってしまして、最近では、松江市で弁護士を雇うということで、先ほど説明を申し上げた訴訟関係の制度を整備するというので、募集がかかっていました。

それから、国などでは税務調査のためだと思いますが、よく財務省、財務局が公認会計士の資格を持つ方を雇うという募集もありました。

○石井委員　そういう事態が起きたときに採用するという形ですか。

○教育推進・労務担当部長　はい。

もう一つ、理系的なことと言えば、国は研究機関を持っておりますので、特定の職ということで、宇宙の関係で電波を飛ばすなど専門的に研究している人を3年くらい雇うという募集がインターネットに載っていました。

そういった何か特定の行政需要といいますか、事業を行うときに、それが何年もかかるわけではないので、熟練された方を短期間で雇いたいということで給料が割と高く設定されているところです。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○道尻委員 勧告のインデックスがついている4ページに人事院勧告について書かれていまして、大卒程度ですと、初任給が1,500円引き上げになっていて、資料のインデックスのページを見ますと、今回改正する条例案で、大卒初任給が最大1,700円となっています。大卒程度で200円ほど多いように見えるのですが、この点は、札幌市における官民格差等の具体的な検討をされた結果、こういう数字の差が出るという理解でよろしいのでしょうか。

○給与係長 勧告のインデックスの4ページに載っているのが国のほうの勧告で、初任給が1,500円となっています。

資料のインデックスのページに書かれている「大卒初任給で1,700円」というものは、今回、札幌市の人事委員会で調査した結果、この金額が望ましいという数字です。おっしゃるとおりです。

○道尻委員 人事院勧告と同様の考え方のもとに札幌市に当てはめると、この数字が出てきたという理解でよろしいですか。

○給与係長 はい。札幌市の教員で考えるということです。

○道尻委員 了解しました。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 いずれも人事院勧告に関する条例案ということです。

それでは、議案第2号と第3号については、提案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号と第3号については提案どおり決定させていただきます。

◎議案第4号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第4号は、議会の議案についての市長への意見の申出についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 続きまして、私から議案第4号についてご説明いたします。

お手元の議案第4号の資料の一番最後に、資料と書かれたインデックスがあります。そちらに基づいてご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思います。

この議案第4号につきましては、先ほどと同様に、市長に対して条例について意見の申し出を行うものです。

具体的な改正内容といたしましては、国における義務教育費国庫負担金の国庫負担額の最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、令和2年4月から本市教育職の部活動指導業務に係る手当を引き下げるものです。

なお、国庫負担金につきましては、都道府県費職員と言われていまして、政令指定都市はそれとは別枠ですが、考え方としては、3分の1が国庫負担で残りの3分の2が地方自治体で、税源措置等はされているという理解のもとであります。

今回、その算定におきまして、最高限度額の中に給与以外の各種手当が算定基準としてありまして、その中の特殊勤務手当が引き下げられることにより、札幌市の負担金の基準が下がりますので、あわせて同様の改正を行いたいということが理由です。

この具体的な要件と額につきましては、現行は、土・日・祝日等の勤務日となっていない日に、部活動に4時間以上従事した者に対して3,600円の手当を支給しておりますが、改正後は部活動に3時間以上従事した場合に2,700円の手当を支給するという形に変更します。

この背景には、部活動の見直しということで、休養日を設けるとか指導時間を

短くするという流れの中で、国の基準として3時間の従事を目安に定められており、札幌市がそれを上回る4時間以上でなければ手当が出ないということは、国との整合性がとれないと判断し、3時間以上という形に変更いたしました。

なお、この手当の引き下げに当たりましては、令和2年度にいきなり下げることとはせずに、激変緩和ということで、これまでの4時間の部活動指導から3時間に緩やかに移行するということで、経過措置を設けております。1年間の経過措置を設けて、1年間は従前どおり4時間以上で3,600円を支給します。そして、令和3年度から平準化して、3時間以上で2,700円にするということで、2段階方式と考えていただければと思います。

なお、令和2年度のこの引き下げにかかわる影響額につきましては、経過措置で余り影響がないと考えますが、令和3年度以降につきましては、年間で8,900万円が削減額となる見込みです。

説明は以上ですが、議案第4号の意見書に記載されておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 それでは、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

8,900万円の減額ということですが、全体ではいくらかの予算額になるのですか。

○給与係長 すみません、用意していません。

○阿部委員 これは、中学校で土・日の部活に先生が従事したときの手当という理解でよろしいですか。

○教育推進・労務担当部長 高校も入ります。

○阿部委員 中学と高校で平日の夜ではなく、土・日のことですね。

○教育推進・労務担当部長 はい。土・日のことです。

○佐藤委員 質問ですけれども、条例案のほうは、第5条第4号の記述は改正がなく、同じものになりますね。つまり額だけが減っているわけですね。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○佐藤委員 資料にある改正前の4時間以上3,600円、改正後は3時間以上2,700円というものは条例案のほうには反映されないのですか。

それは内部了解という形でしか残らないのですか。

○教育推進・労務担当部長 支給要件としましては起案で処理するという形で、条例、規則以下のものので定めているということになります。

○佐藤委員 それでは、4時間が3時間に変更されたということはどこに載るのですか。

○教育推進・労務担当部長 起案により決済をいただいた後に、各学校への通知の中に載せる形になりますとともに、ハンドブック的な手当の手引書がありまして、そこにも載せますので、それらを通して皆さんに周知する形になります。

○佐藤委員 条例案だけを見ると単なる減額で、各部活動をされている先生方が何だと思っている可能性もありますね。一人一人の先生方には、国での3時間の趣旨を踏まえた改定だということは伝わるのですね。

○教育推進・労務担当部長 勤務条件にかかわることですので、組合交渉も経ております。

○佐藤委員 もうわかっているのですね。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○佐藤委員 時給900円ということは変わっていないわけですね。

○阿部委員 「以上」となっていますから3時間以上ですね。そこがすごくみそというか、先生によって以上の人が結構いらっしゃるの事実としてありますね。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○阿部委員 午前で終わる人もいれば、午前を超えて4時間、5時間の人も現実にいるわけですね。

○教育推進・労務担当部長 そうですね。こういう形でできるだけ明示することにより、ガイドラインを守っていただきたいということです。

○阿部委員 裏の事情があるのですか。

○教育推進・労務担当部長 はい。

○佐藤委員 恐らく、長時間の部活動を抑制するという意味合いがここに含まれているという解釈ですね。

○教育推進・労務担当部長 そういうことになります。

○石井委員 文部科学省の通知だと「3時間程度」と書かれていて、札幌市の条例案だと「3時間以上」ということで「以上」がついています。そこに違和感を持ったのですけれども、「以上」がつくと、やはり3時間以上活動しなければいけないと思ってしまう方もいるのではないかと少し不安を感じます。

○教育推進・労務担当部長 これまでもそうだったのですけれども、基本的には短時間の業務であれば出ないことになります。1時間や2時間が本当に必要でしょうかということで、勤務日であればそういったこともあるかもしれませんが、そもそも手当の対象にはなりません。

生徒の皆さんは長い時間で部活をやりたいのかもしれないのですけれども、1時間や2時間程度の活動に先生がつく必要は本当にありますか、それなら休養をとったほうがよいのではないのでしょうかということも、裏から促すということもあります。お金ということではないのですけれども、出ないのであればやらないほうがということです。

○道尻委員 今のことと関連するのですけれども、通知のインデックスの文部科学省の書面によりますと、平成30年3月の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や同年12月の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に、休業日は3時間程度ということが策定されて、今年の4月に通知がされています。

学校の現場に対しては、3時間程度を守ってくださいとか、なるべくそれに従ってやるようにという働きかけは既になされているのですか。

○**教育推進・労務担当部長** 札幌市の場合は、文科省がガイドラインを出す以前から文科省のガイドラインより若干厳しめのガイドラインを設定しております。ある意味、国に先駆けて始めていたということがあります。

中学については、新聞報道でもありますように、部活動が長時間拘束の元凶となっていますので、働き方改革の一環として、そのあたりは先んじて始めさせていただいております。今、学校長との面談でガイドラインを捉えていますかというお話を随時確認していると思います。

○**道尻委員** 実際にどれくらいの方が3時間程度で収まっているのか、あるいは収まっていない人はどのくらいいるかという実態調査みたいなものはされているのですか。

○**労務担当課長** 調査は特にしていません。

○**教育推進・労務担当部長** 手当として出したということはお金の扱いになりますので、実績として把握はできます。

○**道尻委員** 今後、手当は出ないけれども、長い時間で指導する方は実際に発生するかもしれないということですか。

○**教育推進・労務担当部長** はい、そうです。

○**道尻委員** その辺は、札幌市として本来考えている方針と合わないというか、問題があるケースは今後も生じる可能性があるということですか。

○**教育推進・労務担当部長** そうです。強制力があるわけではありませんので、個別に管理職なりからの指導をお願いする形になろうかと思えます。

○**道尻委員** そこがきちんと改善につながっていけばよいのですけれども、そうならない場合は、今後、別の策を考えていかなければならないということでしょうか。

○**教育推進・労務担当部長** はい。

○**長谷川教育長** 私どもで出しているガイドラインというか、方針の実効性の担保をこれから考えていかなければ、単純に支払うお金を少なくしたからといっ

て、それが守られるということではないので、そこは考えていかなければいけないですね。

○**児童生徒担当部長** 部活動の方針は、土・日のどちらか1日を休みにして、活動する場合も3時間程度の練習という形で児童生徒担当部から出していました。

今までは4時間以上でなければ手当が出ないということで、3時間の子どもたちの練習、そして、準備や片づけ、終わってからの反省のミーティングも含めての活動でということで、お金のことですから、どこかで区切りをつけなければならないので、そんな形で出していました。今回は3時間といたしましたので、子どもたちの活動の実態という意味では、もう少し整合性がとれるようになるかと思えます。

学校の実態としては、中体連などの大会の前には、特例期間をある程度設けてもよしということで方針を出しています。ですから、中体連大会が近くなったら、土・日の両方を活動する形もありますけれども、その場合には平日のどこかで休養日を設けるなど、子どもたちの負担や先生方の負担が減るようにということで方針を出しております。

練習だけだと、大体3時間くらいあるとできるかなと思っています。3校、4校が集まって練習試合を組む場合だと待ち時間が生じるので、子どもたちの実活動時間は3時間くらいかもしれませんけれども、拘束時間としては5時間、6時間となる場合もあると思います。そういうことも含めて各学校に負担軽減を働きかけていただいています。

○**教職員担当部長** 手当のことで言いますと、高校の先生が、実際に生徒に部活動を指導していないにもかかわらず、部活動の手当を申請していたということで、処分案件になった件がありました。それをきっかけに、高校や中学校でも、その先生が実際にどのくらい指導しているのかということがお互いに見える化を図れるような形で改善されていますので、そういうことでもお互いに見えやすくなってきていると思います。

○**長谷川教育長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、議案第4号について、提案どおり決定するという
ことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第4号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第5号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○長谷川教育長 続きまして、議案第5号も議会の議案についての市長への意見の申出についてです。

事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 生涯学習部長の鈴木です。

議案第5号の議会の議案についての市長への意見の申出についてご説明申し上げます。

本案は、11月28日開会予定の第4回定例市議会におきまして、令和元年度一般会計補正予算案が提案され、その中に教育委員会関連分も含まれますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものです。

それでは、今回の補正予算案についてご説明いたします。

議案の次のページにあります令和元年度一般会計補正予算案についてをご覧ください。

今回の補正予算案は、先ほどご審議いただきました議案第2号、議会の議案についての市長への意見の申出についてによる教育職員の給与に関する改定に伴い、その相当額などを補正するものです。

1、歳入歳出予算の一番上、歳入予算の義務教育費国庫負担金は、小・中学校等に勤務する教職員の給与費に係る特定財源である義務教育費国庫負担金について、人事院勧告に基づく給与引上げに相当する額を補正するものです。

その下の歳出予算の職員費（教育職員関係分）ですが、教育職員に係る給与費について、人事委員会勧告に基づく給与引き上げに相当する額が2億2,590万円が増額となりますが、一方で、今年度の共済費については、1億8,200万円の不用が見込まれますことから、その差額分である4,390万円について補正するものです。

なお、教育職員に係る給与費につきましては、総務局が所管する職員費に予算計上しております。

説明は以上ですが、つきましては、議案第5号の意見書に記載しておりますとおり、その内容について適当とすることとしてよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

補正予算の関係です。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○佐藤委員 単純な疑問ですけれども、共済費の不用が見込まれる額というのは、具体的にどういうものでしょうか。

○生涯学習部長 教職員の共済掛金の見込みは、当初予算で18.86%だったものが、決算では18.77%と見込みを下回りましたので、この差額分ということです。

○教育推進・労務担当部長 共済費というものは、民間企業でいうところの社会保険料です。健康保険と厚生年金に相当する分の事業主負担と呼ばれるものですが、その事業主負担のパーセンテージが毎年3月に国から通知されるのですが、予算をつくるときは1定に上程いたしますので、その時点ではパーセンテージがわかりません。ただ、少な目に見積もりますと、また補正予算を組まなければいけないということで、若干余裕を持って積んでいます。

1億8,000万円は多いように感じますけれども、約9,000人の教員の方々に割りますと1人当たり2万円で、社会保険料は毎月とられますので、1カ月当たり2,000円程度を多目に見積もったということになります。額は総体で見ると大きく感じますが、実際はそれくらいの余裕を持って予算計上をしております。

今回は給与改定がありましてその分でプラスがあったので、そこと相殺をかけて、既にパーセンテージが決まって大体の見込みがありますが、そういうシステムでやっております。

いわゆる県費移管によりまして、教員の分はこちらのほうで予算計上しなければならない関係で、従前はなかったのですけれども、こういう作業は総務局と同様に行われているということです。

○佐藤委員 要するに、雇用側として負担すべき分を少し多目にとっていたけれども、必要な分を差し引いたところ、不用分が生まれたということですか。

○教育推進・労務担当部長 そういうことになります。

○長谷川教育長 国との差額は、利用費が思ったより下がっているとかということではないのですか。

○教育推進・労務担当部長 原因の一つとしてそういうことはございます。

3月に国から通知が来ることと1月に上程しなければならないことでのタイムラグがありますので、事務手続上、どうしても多目に見積もらざるを得ないこととなります。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第5号について、提案どおりに決定することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第5号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第6号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして、議案第6号の札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案についてです。

事務局から説明をお願いします。

○教育推進・労務担当部長 私から、議案第6号の札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則案につきまして説明いたします。

お手元の議案第6号の資料の最後に資料と書かれたインデックスがあります。そちらに沿って説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

条文の改正について、その理由に相当するものが欠格条項と失業者の退職手当という2本柱になっておりますので、まず、欠格条項から説明させていただきます。

2の欠格条項のところをご覧いただきたいと思います。

地方公務員の採用については、地方公務員法第16条におきまして、民法に規定されております成年被後見人又は被保佐人が欠格条項の対象となります。簡単に言いますと、精神上的障がいにより判断能力が不十分な方になりまして、昔

は禁治産者、準禁治産者ということで規定がありました。

中身は若干変わっておりますけれども、その方々につきましては、職員の採用における欠格条項、すなわちこれに該当する方につきましては、競争試験等を受けて職員になることができないとされており、また、職員となった者がその後、欠格条項に該当するに至ったときは、当然に失職するという形で法律上の規定があります。

次に、1の(1)を見ていただきたいのですが、このたび、国におきまして、この成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないようにということで、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整理に関する法律」という非常に長い法律が公布され、この整備法により約180の法律が改正されたところです。委員にもいらっしゃいますが、医師法、弁護士法も同様の改正が行われたと聞いております。

地方公務員法におきましては、成年被後見人または被保佐人を欠格条項から削除するという改正が行われたところです。該当条文がなくなったということになりますので、この整備法の公布を受けまして、札幌市におきましても、この地方公務員法を引用しております関係条例の規定整備を行う必要があります。

この条例につきましては、法律を契機とするものということもありまして、総務局が一括して整備条例案として取りまとめ、来る第4回の定例市議会に提案する予定です。

議案第6号につきましては、これらの条例改正と同様に、条例の下である規則につきまして、それぞれ各任命権者で所管しているところですが、その内容をこの規則に反映させるべく、情報の削除等、所要の改正を行うということがあります。

具体的な部分につきましては、新旧対照表のインデックスのページをご覧くださいと思います。

上から3行目の第7条のところですが、現行の4号には、地方公務員法の第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る)をした者と書かれておりますが、ここを削りますので、改正案の5号と6号がそれぞれ4号と5号に繰り上がることとなります。これがこの規則改正の一つ目の大きな柱です。

次に、二つ目の柱ですが、先ほどの資料と書かれたインデックスに戻っていただければと思います。

3に失業者の退職手当ということで、一般職の公務員につきましては、原則として雇用保険の適用はないのですが、短期間の任用で退職した場合には、この制度の活用があります。この制度は、実際に本市職員をやめたときに出る退職手当

の額が失業等による雇用保険の給付金相当額よりもマイナスになっていて、かつ、退職後、一定期間失業している場合につきましては、その差額分を退職手当として補填するというものです。

それを前提としていただきまして、1の(1)の段落が変わる「また」以下のところですが、国において「雇用保険法の基本手当に相当する退職手当の受給期間の延長の申し出をすることのできる期間」を延長する内容の改正が行われました。これまでは、退職後1カ月以内に申請の申し出をしてくださいといていたのですが、国のほうで原則4年間に延長するという規則の改正が行われました。

その改正を受けまして、国との均衡という観点から同様の制度を持っております札幌市教育委員会の規則につきましても改正を行うものといいたします。

その内容につきましては、インデックスの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第9条の第2項の現行のほうに「起算して1カ月以内」という部分がありますけれども、こちらに対する改正案は非常に長いので端的に言うと、1カ月以内に申請しなさいということが原則4年を経過する日までにとということで、請求するご本人にとってみれば4年間の猶予が与えられたということで、本人が有利になるということですが、そのような改正を行うものです。

非常にわかりにくいのですが、普通は失業状態であれば雇用保険はすぐにもらいますが、実際に想定されるのは妊娠などいろいろな都合があります。実際にもらう時期は失業してすぐではなく、少しあけてからですが、それは、例えば、出産の準備や育児などのときは、2年間は求職活動ができないことがありますので、環境、状況が落ちついて求職活動ができるようになって申請に行くほうが本人のためだろうということで配慮していると考えておりますけれども、そういう制度の改正が行われたということです。

そもそも、なぜ4年かと申しますと、ずらせる時期が最大で4年までということで、それに合わせたことによります。これは法律的なテクニカルな話ということで、申しわけないのですが、そういうことが国の改正の意図と聞いております。

したがいまして、札幌市の規則につきましても、第9条第2項として同様の改正を行うということです。

今申し上げましたとおり、欠格条項等につきましても、失業者の退職手当につきましても、関係法令の改正が行われたことを理由、契機とすることでの改正案です。

説明は以上ですが、議案第6号のとおり、当該規則を改正することとしてよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 国の法改正に伴う規則改正ということです。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

相当わかりづらい法改正ですね。

○中野委員 退職をして、2年間求職活動をしないまま2年後に就職できたとします。

その場合、失業であれば、雇用保険としてもらえる額に相当する形で退職金として出すことになるのですか。

○教育推進・労務担当部長 退職金として差額を出すということです。

○中野委員 退職金というものは、普通、勤務した年齢に応じて、それに見合ったものが出るということですが、そういう趣旨ではなく、退職した後になるかによって退職金が変わるということですか。

○教育推進・労務担当部長 そもそも、公務員につきましては、国家公務員もそうですが、基本的には雇用保険の適用の対象外となっております。理由としては、法律によって身分保障がされて、民間の労働者のように景気変動による失業が予想されにくいことが理由になっておりますけれども、大抵の方は、ある一定年数の勤務があれば、雇用保険の受給額を上回るのが通常です。

しかし、先ほど申し上げたように、雇用期間が短く1年ちょっとでやめた方につきましては、退職金の額が少ないのです。そして、実際に民間に働いていて、雇用保険をもらったときに、その額より退職手当のほうが少ないというときに初めて発生するというので、レアケースに備えて出すと考えていただければと思います。

○中野委員 公務員として短期間で働いていたときの退職金が、失業手当の雇用保険の額よりも低いと。

○教育推進・労務担当部長 はい。退職手当です

○中野委員 退職金ですか。

○教育推進・労務担当部長 はい。退職金です。

○中野委員 退職金がというところがよくわかりません。

○長谷川教育長 ほとんどは、余り当たらないのではないですか。

○教育推進・労務担当部長 一般部局ではほとんど出ていないということです。

○中野委員 何か具体的なケースが思い浮かびません。

○教育推進・労務担当部長 期限付教員は正規職員と同じですので、期限付教員で額が少ない方、1年とか1年ちょっとという方については、給料の月額半分という…

○給与係長 0.5で、10万円とかそれくらいしか退職金が出ないので、失業手当のほうが実際に高くなってしまうということがあります。

それは、退職金の支給と同時に支払うわけではなく、実際にハローワークに通っていただいて、求職活動をしたという証明を持ってきていただいた上で、その月の分を随時払っていくという形でやっています。

○中野委員 後々でちゃんとした書類が提出されて、その差額が出るということですか。

○教育推進・労務担当部長 そういうことになります。

○長谷川教育長 それが4年間で、今までは1年ですか。

○教育推進・労務担当部長 1カ月以内でした。

○長谷川教育長 1カ月以内だったものが、4年後まではその手続ができるということです。

○中野委員 それでは、かなり特殊ケースしかないということになりますね。

○長谷川教育長 そういうことになります。

○中野委員 従来、公務員が成年被後見人になれば、基本的には失職になっていました。

実際に、退職間際に認知症を併発した方が詐欺行為などに遭って、成年被後

見人になったほうがよいのではということになったのですが、そのときは、成年被後見人になったら失職になるので、させたくないというケースがありました。

しかし、これだと、成年被後見人になりつつも、年限を何年と決めないで、基本的にずっと勤務できるのですか。

○長谷川教育長 失職はしません。

○中野委員 失職はしないけれども、仕事の内容が悪いとか何かでいろいろと報酬が減るとか、そういうことはあるのですか。

○長谷川教育長 分限の対象にはなると思います。

○中野委員 分限の対象にはなるかもしれないのですね。

○長谷川教育長 はい。

○教育推進・労務担当部長 今回の法律の改正のときも、公務員については、心身の故障によって職務を行うことが難しい者については、病気休暇や休職や分限制度が既に規定されて整備されているので、そちらの制度を使ってくださいということになっています。

これにつきましては、士業ということで医師法や弁護士法につきましても同様の考えで欠格条項の削除を行って、場合によっては個別審査の規定を整備してくださいという形になっています。

○中野委員 それでは、成年被後見人になっても自動的に失職しないで、実質的な内容がそれ相当で職務に支障を来す人は当然分限できるという意味ですか。

○教育推進・労務担当部長 そういう理解です。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第6号については、提案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第6号については、提案どおり決定させていただきます。